

# 2023年度 安全衛生・環境保全管理計画



## ■安全目標

〈スローガン〉  
基本ルールの徹底・確認の励行 ヨシ！

- 「火気使用作業」の管理徹底（チェックリストの使用）
- 埋設配管等の事前調査・試掘の徹底
- 建物利用者、第三者の安全・安心の確保

## ■衛生目標

〈スローガン〉  
健康確保・職業性疾病防止対策 ヨシ！

- 働き方改革の推進
- 作業環境のリスクアセスメントと保護具の適正使用
- 石綿事前調査の調査者資格の取得と適正な実施・報告

## ■環境保全目標

〈スローガン〉  
カーボンニュートラルを目指してCO2排出量の削減 ヨシ！

- ハイブリッド工事車両の使用推進
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- CO2削減行動宣言と推進・教宣

取組分類	重点取組事項	具体的な取組事項	
		部署	事業所 (工事ごとに該当有無を選択)
先行施工の指導	1. 工事引継会の開催	営業部	<p>① 請負金額500万円以上の工事は必ず工事着手前に引継会を開催する</p> <p>② 工事付帯事項は工事着手前に文書で正確に引き継ぐ（最新版の工事着手前確認事項、有害物質等自主チェックリストの使用）</p>
	2. 施工検討会の開催	建築部	<p>① 埋設配管等の事前調査・試掘の指導・確認</p> <p>② 工事の難易度・規模を判断し、施工検討会を開催し災害防止対策を指導</p> <p>③ 工事引継会に参加し、施工条件の確認と業者部と連携した未確認事項の早期解決</p>
	3. 個別事前審査会の開催	安全管理部	<p>① 埋設配管等の事前調査・試掘の指導・確認</p> <p>② 工事引継会で安全衛生・環境関連の必要事項を確認し工事担当者へ指導</p> <p>③ 施工検討会で計画内容を確認、危険度の高い作業の災害防止対策を指導</p> <p>④ 事前審査で計画（88・社内）内容を確認。指摘事項を具体的に指導・確認</p>
安全衛生パトロール	1. 効果的なパトロールの実施	建築部	<p>① リスク（輻輳・短工期・居ながら施工）が高い工事へのパトロール（重点現場の設定）</p> <p>② 災害や事故が発生した工事への再発防止支援と重点パトロールの実施</p> <p>③ 現場状況を反映した月間パトロール予定を作成し関係者へ通知</p>
	2. 教育を交えたパトロール	安全管理部	<p>① 経営層・本社職員による特別パトロールの企画及び実施</p> <p>② 重点支援現場のパトロールの実施</p> <p>③ パトロール実施後の作業リスクと低減策の確認・指導</p> <p>④ パトロール指摘事項を建築会議で周知し、基本ルールとRAを指導</p> <p>⑤ パトロール指摘事項は正結果報告の確認と期日順守の指導</p> <p>⑥ 指摘が多い事項の周知と重点指導 ●墜落転落●管理体制等</p>
	3. 工事進捗状況を見据えた指導	安全管理部	<p>① リスク（輻輳・短工期・居ながら施工）が高い工事へのパトロール（重点現場の設定）</p> <p>② 災害や事故が発生した工事への再発防止支援と重点パトロールの実施</p> <p>③ 現場状況を反映した月間パトロール予定を作成し関係者へ通知</p>
特定災害の防止	4. 協力会社への正指導	建築部	<p>① 経営層・本社職員による特別パトロールの企画及び実施</p> <p>② 重点支援現場のパトロールの実施</p> <p>③ パトロール実施後の作業リスクと低減策の確認・指導</p> <p>④ パトロール指摘事項を建築会議で周知し、基本ルールとRAを指導</p> <p>⑤ パトロール指摘事項は正結果報告の確認と期日順守の指導</p> <p>⑥ 指摘が多い事項の周知と重点指導 ●墜落転落●管理体制等</p>
	1. 第3者（公衆）災害	建築部	<p>① 建築会議等でリスクが大きい工事・作業での災害防止対策を指導</p> <p>② 道路・隣地境界側の足場組立等及び掘削作業時の第三者安全対策の指示・確認</p>
	2. 墜落転落災害	安全管理部	<p>③ パトロール指摘事項で、リスクが大きい工事・作業への重点指導</p> <p>④ パトロール時に災害防止対策の実施状況を確認し、指摘事項の正確認</p> <p>⑤ パトロール時に作業計畫書・作業手順書（RA入り）の作成及び運用状況を確認</p>
火災・居ながら施工での第三者災害の防止	3. 重機、クレーン等災害	建築部	<p>① iPadを活用したマニュアル・安全衛生法規、安全法規ダブルエントラントの活用</p> <p>② 工事引継・施工検討会・事前審査で工事内容に沿った事故・災害防止対策を指導</p> <p>③ パトロールや建築会議で災害事例研究を実施し、安全衛生・環境の知識を深める</p> <p>④ パトロールでのリスクアセスメント（化学物質含む）の指導</p>
	4. 飛来落下災害	安全管理部	<p>① 建築会議等でリスクが大きい工事・作業での災害防止対策を指導</p> <p>② 道路・隣地境界側の足場組立等及び掘削作業時の第三者安全対策の指示・確認</p>
	5. 火災災害	建築部	<p>③ パトロール指摘事項で、リスクが大きい工事・作業への重点指導</p> <p>④ パトロール時に作業計畫書・作業手順書（RA入り）の作成及び運用状況を確認</p>
衛生	6. 墜落物、架空線等切断	建築部	<p>⑤ パトロール時に災害防止対策の実施状況を確認し、指摘事項の正確認</p> <p>⑥ 重機、クレーン等災害の撤去は専門工事業者による処置を指導</p>
	7. 酸欠、有機溶剤中毒	安全管理部	<p>⑦ 架空線、壇設物、地盤強度等の事前調査の実施と事故・災害防止対策の実施</p> <p>⑧ 協力会社が作成したリスクアセスメント・作業手順書、KYI内容を確認し作業に適した作業手順の確認と適切なリスクアセスメント指標</p>
	8. 崩壊、倒壊灾害	建築部	<p>⑨ 道路使用等で歩行者通路の防滑マットは、格子模様で滑りにくいものを使用する</p> <p>⑩ 密閉された室内等における換気、作業環境測定並びに保護具使用の徹底</p>
環境保全	1. ケーブル・ガス管の切断防止	建築部	<p>⑪ 水素漏洩作業は協力会社へ許可条件・注意事項（30分後の残火確認等）を指示し、届出させる。チェックリストでの確認。</p>
	2. 養生作業による給排気口塞ぎによる爆発・CO中毒防止	建築部	<p>⑫ 既存コンクリートの研り、カット、アンカー打ちは事前に打込配管等を調査（設計図・X線等の検査）し判定する。障害になる場合は発注者等と協議</p>
	3. 間仕切壁内や天井井戸等の電線通信線等切断・火災報知機の短絡防止	安全管理部	<p>⑬ 墜設配管近接部は金属センサー付き電工ドラムを使用する</p> <p>間仕切り壁や天井井戸等の撤去作業は、壁内や天井裏に活動（通電している配線や送電線）の有無を事前に調査、調査結果に基づいて撤去方法と手順を協議協力会社と協議する</p>
火災・居ながら施工での第三者災害の防止	4. 外壁塗装作業における塗料飛散風散防止	建築部	<p>⑭ 電気系統、ガス系統、給排水配管等の専門性の高いものは、撤去前に専門工事協力会社に調査・処置を依頼。既存復旧時の作業確認する</p>
	5. コンクリート打込電線切断防止	安全管理部	<p>⑮ 既設作業等の養生について、既存給排気口等は絶対がない</p>
	6. 騒音、粉塵による健康障害防止	建築部	<p>⑯ 外壁塗装材の飛散・風散防止対策の徹底。強風での作業禁止。駐車場の移動及び養生、ゴンドラ作業は養生台を設置するか背面側を養生する</p> <p>⑰ 粉じん作業（アーラク溶解・機械ハリツ等）や騒音発生作業における換気、呼吸用保護マスク（国際検定品）、保護マネック、耳栓の使用を指導する</p>
衛生	7. 勤働方改革の推進	総務部	<p>⑱ 連動利用者（居住者）・第3者と工事関係範囲の勤続区分を指導</p>
	① 健康管理の推進	建築部	<p>⑲ 長時間勤務が予想される社員は、支援を要請し健康相談する。</p>
	② 長時間労働に起因する疾病予防	建築部	<p>⑳ 石綿事前調査の実施と工事開始8日前までの報告および指定フォルダへの保存</p>
環境保全	③ メンタルヘルスケアの推進	安全管理部	<p>㉑ 新型コロナウイルス感染対策。3密防止・手洗いマスク使用の徹底</p>
	④ 所有見者へのフォロー	建築部	<p>㉒ 各作業ごとに保護具の適正使用を指導し状況を確認する。特にアーラク溶解用マスク（R1L2・D52）・機械ハリツ・ボードの切断用マスク（R1L1・D51）</p>
	2. 石綿事前調査の調査者資格の取得と適正な実施・報告	安全管理部	<p>㉓ 熟中症が疑われる場合は早急に病院へ搬送し診断結果を確認する</p>
環境保全	3. 熟中症による休業災害防止	建築部	<p>㉔ 定期健康診断の受診、有所見者は再検を受診</p>
	1. 適正な収集運搬・処分業者の選定と委託契約	建築部	<p>㉕ 適正な産業廃棄物処理委託契約（事前協議会む）と電子マニフェスト登録依頼</p>
	2. マニIFEST伝票の交付と戻り票の確認・管理	安全管理部	<p>㉖ 電子・紙マニIFESTの照合と処理確認の励行</p>
環境汚染防止	1. 解体及び改修工事における有害物質の事前調査と適正な作業及び処理	建築部	<p>㉗ 産業廃棄物処理委託契約書と紙マニIFEST伝票は工事完了後、速やかに安全環境部へ提出（継続工事は、3月末までに交付したもの提出）</p>
	2. 大気、水、土壤等の環境汚染防止	安全管理部	<p>㉘ 着工前の環境法令チェックリストによる確認と指定フォルダへの保存</p>
	3. ハイブリッド工事車両の使用促進	建築部	<p>㉙ 生コン・モルタルが付着した道具はボリバケッ・フネ等の中で洗浄し生コン・モルタルを沈殿させ、水はPHを試験紙で（東京下水=5.7を超える8.7未満、河川=堺域以外5.8~8.6堺域5.0~9.0）を確認する。超えた場合は中和・希釈する。残った生コン・モルタルは、がれき類として産廃処理する</p>
労務安全協議会	2. 3Rの推進	安全管理部	<p>㉚ 解体・撤去対象物及び影響範囲の有害物質、埋設物、架空線等の事前調査</p>
	3. CO2削減行動宣言と推進・教宣	建築部	<p>㉛ 刷毛・ローラーの洗浄水は少量であればセメントで固化し産廃処分する。大量に出る場合は、刷毛・ローラーをそのまま固化させて産廃処分する。</p>
	1. 自治的・主体的な安全管理活動の推進	事務局	<p>㉜ 土壤汚染の事前調査実施</p>
労務安全協議会	2. 事業主・職長パトロールの推進	建築部	<p>㉝ ハイブリッド工事車両の使用計画・推進</p>
	3. リスクアセスメントの推進	安全管理部	<p>㉞ 混合廃棄物の削減に向けて、産業廃棄物の分別の推進</p>
	4. 不安全な行動の排除	建築部	<p>㉟ 工事事務所・詰所における休憩時間の消灯を推進</p>
労務安全協議会	不安全な作業設備・環境の排除	安全管理部	<p>㉟ 建設リサイクル法「発注者への書面説明・事前申下・下請負人の告知</p>
	5. 健康状態の確認と適正配置	建築部	<p>㉟ 「再成資源化完了報告」の遵守</p>
	6. 作業に必要な適正人材の配置	安全管理部	<p>㉟ 安全衛生協議会活動表及び安全衛生協議会事項の水平展開</p>
労務安全協議会	7. 労災隠匿の戒厳	建築部	<p>㉟ 事業主・職長月1回以上に職長等によるパトロールの実施指導</p>
	8. 作業者の健康状態の確認と健康状態に応じた適正配置の実施	安全管理部	<p>㉟ 事業主・職長によるパトロールの実施指導</p>
	9. 作業者の健康状態の確認と健康状態に応じた適正配置の実施	労安協	<p>㉟ 事業主・職長によるパトロールの実施指導</p>